

IP 通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2020 年 6 月 11 日現在

～2020 年 6 月 10 日

2020 年 6 月 11 日～

目次 (略)

第 1 章～第 14 章 (略)

別記 (略)

目次 (略)

第 1 章～第 14 章 (略)

別記 (略)

附 則 (令和 2 年 6 月 9 日 P S 事推第 00657561 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 2 年 6 月 11 日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、次表に規定する期日まで間に光アクセス回線の新設を伴う第 2 種契約 (タイプ 8 のコース 1 (プラン 25 及びプラン 26 に係るものを除きます。)) に係るものに限ります。以下、この附則において同じとします。) の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を承諾し、その利用が開始された場合は、その第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から 40 料金月について、別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。)) 料金表第 1 表第 1 (利用料金) 1 - 2 - 2 (定額利用料) に規定する料金額 (以下、この附則において「基本額」といいます。) から次表 (2) 適用の額に規定する額を減額して適用します。

(1)適用の期限

<u>区分</u>	<u>申込みの期限</u>	<u>利用を開始する期限</u>
<u>第 2 種契約に係る新たな申込み</u>	<u>令和 2 年 6 月 11 日</u> <u>から令和 2 年 7 月 31</u> <u>日まで</u>	<u>令和 2 年 10 月 31 日</u> <u>まで</u>

～2020年6月10日

2020年6月11日～

<u>第2種契約（タイプ1のコース1のプラン1～5及びタイプ2に係るものを除きます。）からの細目又は区分の変更</u>	<u>令和2年6月11日から令和2年7月31日まで</u>	<u>令和2年10月31日まで</u>
<u>第2種契約（タイプ1のコース1のプラン1～5に係るものに限ります。）からの細目又は区分の変更</u>	<u>令和2年6月11日から令和3年1月31日まで</u>	<u>令和3年4月30日まで</u>
<u>第2種契約（タイプ2に係るものに限ります。）からの細目又は区分の変更</u>	<u>令和2年6月11日から令和3年3月31日まで</u>	<u>令和3年6月30日まで</u>

(2)適用の額

1 契約者識別符号ごとに

<u>区分</u>	<u>基本額の減額（月額）</u>
<u>（ア）タイプ8のコース1のプラン1～3、及びプラン13～15に係るもの</u>	<u>450円（495円）</u>
<u>（イ）タイプ8のコース1のプラン4～12及びプラン16～24に係るもの</u>	<u>375円（412.5円）</u>

備考

1 当社は、減額適用期間内に（ア）と（イ）との間の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。

2 当社は、次の場合には、本減額の適用を廃止します。

（1）その第2種契約を解除したとき（第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったときを除きます。）

（2）タイプ8のコース1のプラン25又はプラン26への区分の変更を請求したとき

～2020年6月10日	2020年6月11日～
	<p data-bbox="1144 229 2107 316"><u>(3) 1以外の第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分の変更を請求したとき</u></p> <p data-bbox="1122 331 2130 402">3 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p data-bbox="1122 424 2130 494">4 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>